

- ・申請者が法人である場合には、「住所」には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。
- ・「担当者」に所属・氏名を記載すること。
- ・「施行者」の工事施行業者については、未定の場合にはその旨記載し、物件設置着手届出書の届出時に報告すること。
- ・「占用の場所」の欄には、地番まで記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- ・「工事の期間」には、工事実施から完了までの期間を記載すること。仮移設等を含む場合は復旧までの期間を含め記載すること。
- ・「添付書類」には、添付した書類に○を付し、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を（ ）内に記載すること。
 - ・工事使用材料一覧表には、図面等を添付すること。
 - ・位置図の縮尺は1/2,500程度、実測図の平面図の縮尺は1/500程度、構造図の縮尺は1/50程度とすること。計画図は実測図又は下水道台帳図に工事内容を赤色等で示したものとすること。現況写真に工事箇所を赤色等で示すこと。
- ・占用許可の変更の申請については、「備考」に必要な事項を記載し、変更理由書及び変更事項に関する書類を添付すること。
- ・その他必要な事項については、「備考」に記載すること。（例：関連工事等）

令和 年 月 日

整起第 号一 の許可条件等

許 可 条 件	1 工事の施行については、「下水道法」、「米子市都市下水路条例」、その他関連法令を遵守するとともに、市長が必要と認める基準等に基づいて適正に行うこと。 2 工事に関し、この承認以外の法令等に基づく手続き又は第三者の承諾等が必要な場合は、当該手続きを経て、又は当該承諾等を得た上で、当該工事に着手すること。 3 許可に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けること。 4 工事に着手するときは、事前に、その旨を市長に届け出ること。 5 工事を完了したときは、その完了の日から5日以内に、その旨を市長に届け出て、市長の検査を受けること。 6 住所等に変更が生じたときは、その旨を市長に届け出ること。 7 相続又は合併等により、承認の地位を承継した者は、その旨を市長に届け出ること。 8 申請者が許可の内容又はその条件に違反したときは、許可を取り消すことがある。 9 許可を取り消されたときは、都市下水路を原状に回復すること。 10 工事に起因して道路の沈下、破損等が生じた場合は、申請者の責任と負担において補修その他の措置をとること。 11 工事を行うに当たり、第三者に損害を与え、又は第三者との間に紛争が生じた場合は、申請者の責任と負担において解決すること。
教 示 文	1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。） （行政不服審査法第4条第1号及び第4号並びに第18条第1項本文及び第2項本文） 2 また、この処分に不服がある場合は、前項の審査請求を経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、米子市（代表者は米子市長）を被告として、裁判所に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 （行政事件訴訟法第8条第1項本文、第11条第1項第1号及び第14条第1項本文） 3 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過しているときは、この処分の取消しの訴えの提起をすることはできません。 （行政事件訴訟法第14条第2項本文）

(備考)
教示文について

占用料有りの場合は、

教 示 文	1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。） （行政不服審査法第4条第1号及び第4号並びに第18条第1項本文及び第2項本文） 2 前項の審査請求に対する裁決があった後、なおこの処分に不服がある場合は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、米子市（代表者は米子市長）を被告として、裁判所に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 （行政事件訴訟法第8条第1項ただし書、第11条第1項第1号及び第14条第1項本文） 3 この処分の取消しの訴えは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第4項の規定により、第1項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の審査請求に対する裁決を経ることなく、提起することができます。 (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他審査請求に対する裁決を経ないことについて正当な理由があるとき。 （行政事件訴訟法第8条第1項ただし書及び第2項）
-------	---

占用料無しの場合は、

教 示 文	1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。） （行政不服審査法第4条第1号及び第4号並びに第18条第1項本文及び第2項本文） 2 また、この処分に不服がある場合は、前項の審査請求を経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、米子市（代表者は米子市長）を被告として、裁判所に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 （行政事件訴訟法第8条第1項本文、第11条第1項第1号及び第14条第1項本文） 3 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過しているときは、この処分の取消しの訴えの提起をすることはできません。 （行政事件訴訟法第14条第2項本文）
-------	--